

岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則事務取扱要領

令和7年2月6日制定

岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則事務取扱要領を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この要領は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）及び岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年岡山県規則第4号。以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第2条 次の各号に掲げる申請書等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法第16条第2項又は法第35条第2項の規定による宅地造成等に関する工事の軽微変更届出書 様式第1号
- 二 法第19条第1項又は法第38条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期の報告書 様式第2号
- 三 法第19条第1項又は法第38条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の定期の報告書 様式第3号
- 四 省令第7条第1項第五号の規定による設計者の資格に関する申告書 様式第4号
- 五 省令第7条第1項第十号及び第2項第八号の規定による宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の権利者の一覧表 様式第5号
- 六 省令第7条第1項第十号及び第2項第八号の規定による宅地造成等行為施行等の同意書 様式第6号
- 七 省令第7条第1項第十一号の規定による周知状況報告書 様式第7号
- 八 省令第88条の規定による宅地造成等に関する証明書交付申請書 様式第8号
- 九 省令第88条の規定による宅地造成等に関する証明書 様式第9号
- 十 法第6条第1項の規定による土地の試掘等許可申請書 様式第10号
- 十一 法第6条第1項の規定による土地の試掘等の許可証 様式第11号
- 十二 規則第4条第1項第六号の規定による工事主の資力及び信用に関する申告書 様式第12号
- 十三 規則第4条第1項第七号の規定による工事施行者の能力に関する申告書 様式第13号
- 十四 規則第4条第1項第八号の規定による宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書 様式第14号
- 十五 規則第4条第1項第九号の規定による暴力団等に該当しない旨の誓約書 様式第15号
- 十六 規則第6条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の着手届出書 様式第16号
- 十七 規則第7条の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の廃止届出書 様式第17号

- 十八 規則第 8 条第 1 項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書 様式第 18 号
- 十九 規則第 8 条第 1 項の規定による土石の堆積に関する工事の協議書 様式第 19 号
- 二十 規則第 8 条第 2 項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書 様式第 20 号
- 二十一 規則第 8 条第 2 項の規定による土石の堆積に関する工事の変更協議書 様式第 21 号
- 二十二 規則第 8 条第 3 項の規定による宅地造成等に関する工事の協議成立通知書 様式第 22 号
- 二十三 規則第 12 条第 2 項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書 様式第 23 号
- 二十四 規則第 12 条第 3 項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査済証 様式第 24 号
- 二十五 規則第 17 条の規定による届出工事の変更届出書 様式第 25 号
- 二十六 規則第 19 条第 1 項の規定による届出工事の完了届出書 様式第 26 号
- 二十七 規則第 20 条第 2 項の規定による工事施行状況報告書（宅地造成及び特定盛土等に関する工事） 様式第 27 号
- 二十八 規則第 20 条第 3 項の規定による工事施行状況報告書（土石の堆積に関する工事） 様式第 28 号
- 二十九 規則第 20 条第 4 項の規定による申請書類修正申告書 様式第 29 号

（申請書等の提出）

第 3 条 規則及びこの要領により、知事に行う申請、協議、申出又は届出は前条に掲げる書類を提出しなければならない。

2 法、省令、規則及びこの要領の定めるところにより知事に提出する書類の部数は、次のとおりとする。

一 前条に定める様式第 8 号及びその添付書類 正本 1 部及び副本 1 部

二 省令に定める様式第二、様式第四、様式第七、様式第八、様式第十九、様式第二十、様式第二十一、様式第二十二、前条に定める様式第 18 号、様式第 19 号、様式第 20 号、様式第 21 号及びその添付書類 正本 1 部及び副本 2 部

三 前二号に掲げる書類以外の書類 正本 1 部及び副本 1 部

3 申請等に係る土地の区域が二以上の市町村にわたる場合における前項第二号及び第三号に定める副本の部数については、当該市町村の数に応じて増すものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。